

建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

姫路市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保に向け取り組んでいるところですが、更なる向上を図るための取り組みとして平成 22 年度は下記のとおり実施します。

低入札価格調査制度について（工事）

低入札価格調査制度の対象となる工事価格を下記のとおり引き上げる。

対象とする契約（平成 22 年 4 月 1 日以降に発注（入札案内）・公告の案件より適用する）

現 行	変 更 後
予定価格が 1 億 5 0 0 0 万円以上のものについて適用	予定価格が 3 億円以上のものについて適用

制限付一般競争入札について

公共工事の競争性・透明性を高めるため、制限付一般競争入札においては下記のとおり資本関係又は人的関係のある企業の同一入札への参加を制限します。

対象となる場合（平成 22 年 4 月 1 日以降に公告する案件より適用する）

1 資本関係にある場合

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係にある場合

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる関係の場合

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

組合とその組合員

一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が親子の関係である場合

制限付一般競争入札の改善の詳細については兵庫県電子入札共同運営システムの姫路市のページにある 姫路市ページの目次 要綱・心得 にある

〔 資本関係又は人的関係のある企業の同一入札への参加制限について
制限付一般競争入札共通事項について を参照してください。〕